

児童扶養手当支給事務指導監査 実施状況(R4年度:東海北陸厚生局)

1 実地指導監査の状況 (監査対象自治体数:6県124市)

令和4年度の実地指導監査は、19か所(3県、16市)を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1)指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	1	1
2. 関係機関等との連携の状況	0	1	1
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	1	1
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び 保管状況	0	13	13
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	8	8
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	5	5
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況(額改定請求書含む)	0	35	35
(1) 認定請求書受理の状況	0	17	17
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領 及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成 指導の状況	0	1	1
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	0	0
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	1	1
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	16	16
(6) その他(額改定請求書含む)	0	0	0
6. 認定請求書の審査及び決定の状況(額改定請求書含む)	2	8	10
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び 生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との 照合)の状況	0	1	1
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得 等についての確認(課税台帳等との照合)の状況	2	6	8
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	0	1	1
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	0	0
(5) その他(額改定請求書含む)	0	0	0

7. 現況届の処理状況	4	34	38
(1) 現況届受理の状況	0	8	8
(2) 課税台帳等との照合の状況	4	22	26
(3) 審査、決裁の状況	0	0	0
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	0	2	2
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	2	2
(7) その他	0	0	0
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	1	7	8
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	7	7
(3) 審査・決裁の状況	1	0	1
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	3	3
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	0	0
(2) 審査及び提出の状況	0	3	3
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
10. その他	0	5	5
合 計	7	107	114

(2)指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○障害認定医の配置	・児童扶養手当の障害認定を行うための障害認定医について、「児童扶養手当の認定等に関する事務の委譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて」(平成14年7月30日雇児福発第073001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、障害毎の障害認定医を委嘱するなど障害認定の体制整備をすること。
2. 関係機関等との連携の状況	
○所得更正の確認	・本人及び扶養義務者等の所得更正の確認が不十分であるため、税務関係部局との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。
3. 広報の状況	
○広報の充実	(指摘事項なし)
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○諸様式(認定請求書、額改定請求書及び現況届)の項目(欄)	・認定請求書、額改定請求書及び現況届の様式に、「障害基礎年金等を受けることができる(児童を有する者に係る加算部分に限る。)」欄がないため、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)に定める同欄を設けること。
5. 認定請求書等受理の状況(額改定請求書を含む)	
○認定請求書の認定事務	・認定請求書の認定事務をみると、離婚届の受理証明書で受理した事例について、その後、戸籍謄(抄)本が提出されないまま認定していたため、戸籍の記載がされた後、速やかに戸籍謄(抄)本を提出させ、受給資格を確認した上で認定すること。
○未婚の母子を支給事由とする認定請求書(額改定請求書)の認定事務	・未婚の母子を支給事由とする認定請求書(額改定請求書)の認定事務をみると、事実婚解消等調書がないまま認定していたため、事実婚解消等調書が添付されていることを確認した上で認定すること。
○DV保護命令を支給事由とする認定請求書の認定事務	・DV保護命令を受けたことを支給事由とする認定請求書の認定事務をみると、保護命令決定書の謄本はあるものの確定証明書が未添付の状況で認定していたため、保護命令決定書及び確定証明書があることを確認した上で認定すること。
○遺棄を支給事由とする認定請求書の認定事務	・遺棄を支給事由とする認定請求書の認定事務をみると、本人の申立書、福祉事務所長等の証明書及び遺棄調書が添付されていなかったため、遺棄を支給事由とする認定請求の際には、本人の申立書、福祉事務所長等の証明書及び遺棄調書があることを確認した上で認定すること。
○別居監護に係る申立書及び証明書	・児童の住所が市外に転出した事例について、別居している児童の属する世帯全員の住民票が添付されないまま事務処理を行っていたため、受給資格者が対象児童と同居しないで、これを監護する場合は、民生委員・児童委員等の証明書があること及び児童の属する世帯の全員の住民票が添付されていることを確認した上で認定すること。
○受給資格者が養育者である場合の認定請求書(額改定請求書)の認定事務	・受給資格者が養育者である場合の認定請求書(額改定請求書)の認定事務をみると、本人の申立書及び民生委員・児童委員等の証明書がないまま認定していたため、受給資格者が養育者である場合の認定請求書(額改定請求書)の認定に当たっては、受給資格者が対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類(養育者本人の申立書及び民生委員・児童委員等の証明書)が添付されていることを確認した上で認定すること。
○父母障害の認定事務	・父母障害の認定事務をみると、①障害認定診断書上の検査所見、日常生活の介助指導・必要度等から認定基準等に該当(又は非該当)すると判断した理由、②児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2の該当号数の記録がない事例があったため、認定基準等に基づき適正な審査を行うとともに、総合的判断により認定を行う場合には、その理由を具体的かつ明確に記録するとともに、同令別表第2の該当号数を明らかにすること。

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○受給資格者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	・受給資格者と同住所地に居住している扶養義務者が生計同一関係にないことについて、客観的な証明による確認が不十分な事例があったため、受給資格者と扶養義務者が生計を異にする申立を行う場合は、住居の見取り図(独立して別々に生活が営めるか判断するための挙証資料)、公共料金の契約・負担の状況など、生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを十分確認すること。
○児童扶養手当法の一部改正に伴う障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に係る所得の算定	・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の一部改正により、令和3年3月から、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合の所得の計算方法は、非課税所得である公的年金給付等を所得として算定する際、当該給付等を課税所得である公的年金等とみなして、公的年金等控除を適用した上で算定することとされているが、本改正に伴う認定請求及び事務手続きにおいて、障害基礎年金等を所得として算定していなかったため、児童扶養手当法施行令第6条の7に基づき、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合の所得の額の計算方法については、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして、公的年金等控除を適用して算定した額とすること。
7. 現況届の処理状況	
○障害基礎年金等を受給している場合の支給制限に係る所得の算定	・所得として算定する公的年金等の対象期間に誤りのある事例(確認対象期間を12月から11月までの分を所得の算定対象とすべきところを1月から12月までとしていた等)があったため、確認対象期間は前々年の12月から前年の11月まで(1月から9月までの間に認定請求がある場合は前々々年の12月から前々年の11月まで)とすること。
○現況届時における所得の額(養育費)の確認	・現況届で申告のあった養育費について、「養育費等に関する申告書」で、離婚前の期間を含めて申告した額をそのまま計上していたが、養育費の計上は、離婚後に受け取ったものが対象になるため、申請内容に誤りがないか十分審査の上、所得の額に計上すること。
○所得の額の把握	・給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合、20万円控除すべきところ、10万円のみ控除していた事例があったため、給与所得及び非課税公的年金等に係る所得の両方がある場合には、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円控除を適用するとともに、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3に規定する所得金額調整控除も適用すること。
○現況届未提出者に対する事務処理	・現況届未提出者の事務処理をみると、督促は行っていたが、時効完成前に行うこととされている現況届の提出命令書の発出がされず、また時効完成後に資格喪失処理が行われていなかったため、時効完成前に現況届提出命令書の発出を行うとともに、現況届未提出により時効が成立した場合には、資格喪失通知を発出すること。
○現況届未提出者の資格喪失処理	・現況届未提出者の事務処理をみると、公簿により明らかに受給資格を喪失していることが確認されているにもかかわらず、職権により資格喪失処理を行っていないため(既に対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了しているにもかかわらず、職権により資格喪失を行っていない事例)、関係公簿により明らかに支給要件に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うこと。
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○児童扶養手当法第13条の3に基づく一部支給停止適用除外事由届出書の受理事務	・受給資格者の監護する児童または親族の介護を行わなければならない事情を明らかにする書類が添付されていない事例があったため、受給資格者の児童または親族が障害の状態にあることを確認できる書類及び受給資格者が当該児童または親族の介護を行わなければならない事情を明らかにする書類(民生委員・児童委員の証明等)を添付させ、一部支給停止適用除外となる事由を明らかにした上で認定すること。
○児童扶養手当法第13条の3に基づく一部支給停止措置等の事務処理	・児童扶養手当法第13条の3に基づく一部支給停止措置をしている事例をみると、一部支給停止の額について、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過する月の翌月に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えている事例があったので、一部支給停止する額に誤りがないか十分確認を行うこと。

9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届の事務処理	<p>・資格喪失届の事務処理をみると、受給資格喪失時点の確認において、戸籍、住民基本台帳等の関係公簿による確認を行っているものの、その記録が資格喪失届等に付記されていなかったため、資格喪失届の事務処理に当たっては、関係公簿による確認の記録を行うこと。</p>
10. その他	
○住所変更の事務処理	<p>・受給資格者が、市外から転入した際、受給資格が継続しているにもかかわらず、認定通知書を発出しており、また、市外に転出した際、資格喪失通知書を発出していたため、転入・転出に伴う移管については、新規認定事由及び資格喪失事由には当たらないことから、認定通知書及び資格喪失通知書は発出しないこと。</p>